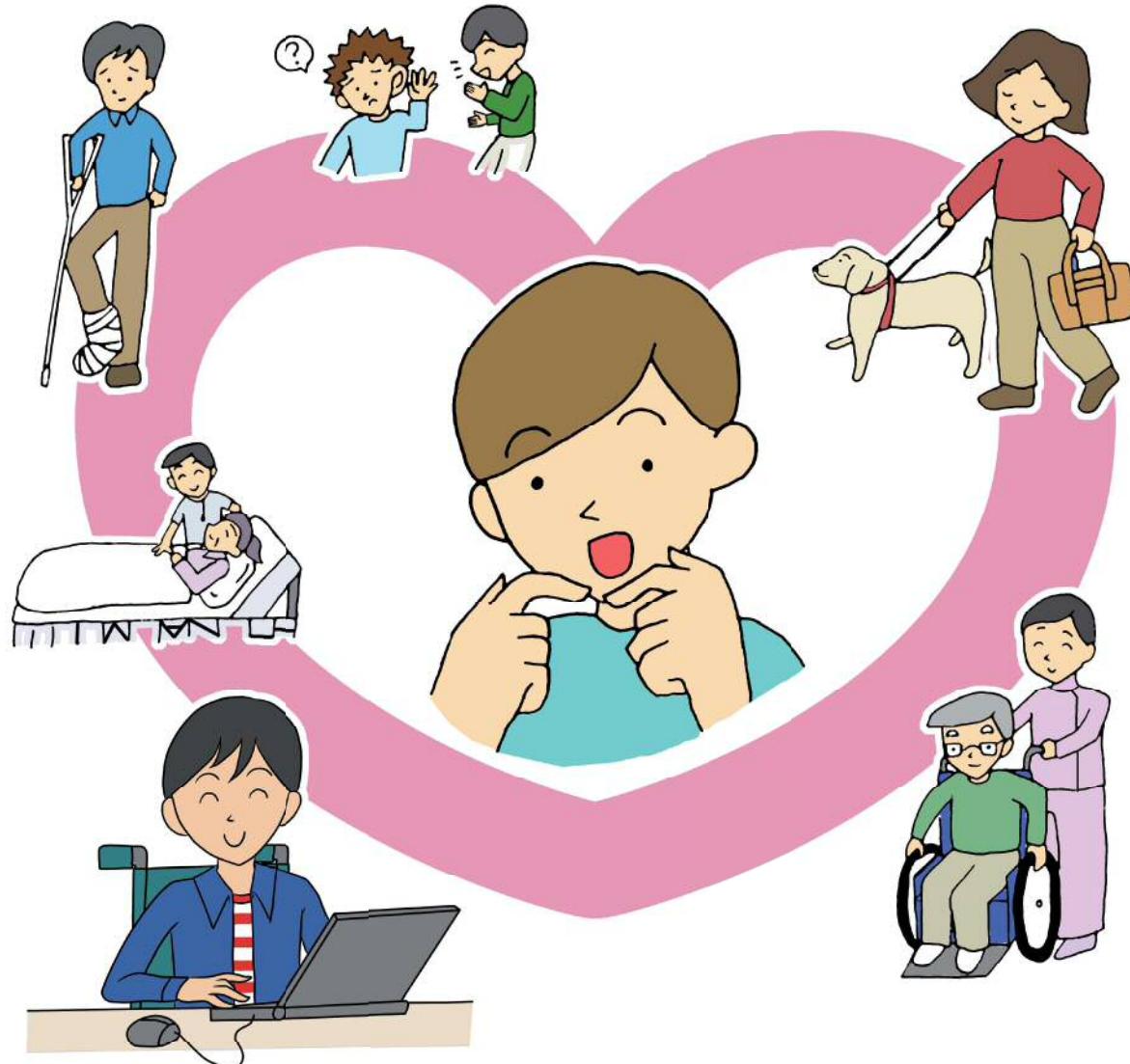
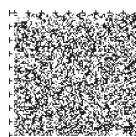


だい じ にい がた し しょう しゃ けい かく
第3次新潟市障がい者計画

だい き にい がた し しょう ふく し けい かく
第4期新潟市障がい福祉計画

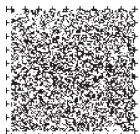


へいせい ねん がつ に い が た し
平成 27 年 3 月 新潟市



「障がい」の表記について

新潟市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや当事者の方への配慮から、この計画を含めて、原則的にひらがなで表記することとしました。ただし、法律名や固有名詞などは、漢字で表記しています。



第3次新潟市障がい者計画

● 計画の位置づけ

この計画は「障害者基本法第11条第3項」の規定に基づく、「市町村障害者計画」であり、今後の本市の障がい者施策の基本的方向を定めるものです。

● 基本理念

障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指します。

● 基本目標

地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、障がいの状態に応じたきめ細やかなサービスの提供に努めるとともに、身近な事柄を気軽に相談できる体制等の充実を図り、地域全体で障がいのある人とその周囲の人たちを支援します。
入所施設利用者の地域生活への移行と、退院可能な精神障がいのある人の地域生活への移行のために、様々な基盤整備を行ないます。
障がいのある人の健康の保持及び増進に努めるとともに、障がいのある人とその家族の経済的負担の軽減を図ります。

自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実

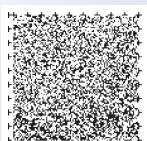
障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、雇用の促進や就労を支援するとともに適切な療育・教育を受けられるよう体制の充実を図ります。

地域社会の障がいに関する理解の促進

共生社会の実現を目的とした「(仮称)障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例」の普及を進め、障がいのある人の生きづらさや差別の解消を図ります。
障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、共に支えあう社会作りを推進するために、障がいに対する正しい理解がなされるよう啓発活動を進めるとともに、環境の整備にも努めます。

● 計画の期間

この計画の期間は平成27年度から平成32年度までの6年間とします。



●計画の構成

【基本理念】

障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指す。

【基本目標】

支援体制の充実
地域生活の
ちいきせいいかつ
じょひつ

の充実 支援と療育 自立の実現に向けた
じゅうじ
じょひん
じりきつ
じげん
・教育
きょういく

関する理解の促進 地域社会の障がいに
かんじやく
じいきじやかい
しよう

1 地域生活の支援

- (1)相談支援体制の充実
- (2)在宅サービスの充実
- (3)経済的な支援
- (4)サービス基盤の充実
- (5)地域生活を支える人づくり
- (6)スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援
- (7)情報提供・コミュニケーション支援の充実

2 保健・医療・福祉の充実

- (1)障がいの予防と早期の気づき・早期の支援
- (2)医療及びリハビリテーションの充実
- (3)精神保健と医療施策の推進

3 療育・教育の充実

- (1)就学前療育の充実
- (2)学校教育の充実
- (3)放課後等活動の充実

4 雇用促進と就労支援

- (1)雇用促進と一般就労の支援
- (2)福祉施設等への就労の支援

5 生活環境の整備

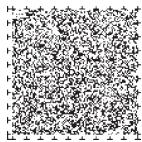
- (1)住宅環境の整備
- (2)安心・安全なまちづくりの推進
- (3)防災対策及び災害時支援体制の推進
- (4)防犯・消費者トラブルの防止及び被害からの救済

6 啓発・広報活動の推進

- (1)障がいを理由とした差別の解消の推進
- (2)権利擁護の推進
- (3)障がいと障がいのある人に対する理解の普及
- (4)福祉教育の推進
- (5)ボランティア活動の支援・推進

計画の推進に向けて

- (1)府内の協力体制の構築
- (2)当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力
- (3)計画の推進



(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援

- * 乳幼児健康診査の充実
- * 発達障がい支援センター事業
- * 児童相談所の運営

- * 児童発達支援センター「こころん」の運営
- * 療育事業(療育教室)

(2) 医療及びリハビリテーションの充実

- * 医療機関との連携強化
- * 重度障がい者医療費(マル障)の助成

- * 療養介護事業
- * 自立支援医療の給付

(3) 精神保健と医療施策の推進

- * こころの健康センターの運営
- * 精神障がい者入院医療費の助成

- * 精神科救急医療体制の確保

3 療育・教育の充実

障がいのある子どもに対する早期療育や教育に努めるとともに、能力や適性等に応じた適切な支援体制の充実を図ります。

(1) 就学前療育の充実

- * 発達障がい支援センター事業
- * 児童発達支援センター「こころん」の運営

- * 療育事業(療育教室)
- * 発達支援コーディネーターの養成

(2) 学校教育の充実

- * 特別支援教育サポートネットワーク事業
- * 合理的配慮推進セミナーの実施

- * 特別支援ボランティアの派遣
- * 特別支援教育専門研修

(3) 放課後等活動の充実

- * 障がい児放課後支援事業

- * 放課後等デイサービス事業

4 雇用促進と就労支援

障がい者が自立した生活を送られるよう、就労についての支援のほか、就労に向けた生活支援や訓練などを行う施設や就労の機会の提供など、一人ひとりの障がい特性に応じた伴走型支援を行います。また、障がい者の雇用に対する国・県・市の助成制度の周知や、事業主への雇用促進の啓発を進めるとともに、関係機関や企業との連携を強化し、障がい者雇用企業の支援拡大に努めます。

(1) 雇用促進と一般就労の支援

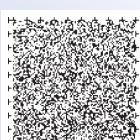
- * 障がい者就業支援センター事業
- * 障がい者就業能力向上支援事業

- * 障がい者雇用奨励助成金の交付
- * 就労移行支援事業

(2) 福祉施設等への就労の支援

- * 工賃向上のための支援

- * 就労継続支援事業
- * 地域活動支援センターへの支援



5 生活環境の整備

快適な在宅生活を支援するため、住宅リフォーム費用の助成や住宅整備資金融資のほか、居住支援の充実など、生活環境の整備に向けた取り組みを進めます。

(1) 住宅環境の整備

* 障がい者住宅整備資金の融資

※ 市営住宅のユニバーサルデザイン化・障がい者向け住戸の整備

(2) 安心・安全なまちづくりの推進

* 安全に通行できる歩道空間の確保

* 交通バリアフリー推進事業

(3) 防災対策及び災害時支援体制の整備

* 災害時要援護者対策事業

* 福祉避難所指定と災害時支援体制の整備

(4) 防犯・消費者トラブルの防止及び被害からの救済

* 苦情処理・消費生活相談事業

* 障がい者向け住宅リフォーム助成

※ 無電柱化推進事業

* 福祉のまちづくり推進事業

* にいがた防災メールの配信

* 消費者啓発情報提供事業

6 障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進

障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深め、障がいのある人も安心して暮らせる共生社会を実現します。

(1) 障がいを理由とした差別の解消の推進

* 基幹相談支援センター事業

(2) 権利擁護の推進

* 成年後見制度利用支援事業

* 障がい者虐待防止対策事業

(3) 障がいと障がいのある人に対する理解の普及

* 福祉のまちづくり推進事業

* 基幹相談支援センター事業

* こころの健康推進事業

(4) 福祉教育の推進

* 「福祉副読本」の作成・活用

* 交流及び共同学習の実施

(5) ボランティア活動の支援・推進

* 精神保健福祉ボランティア講座の開催

* 精神保健福祉人材育成事業

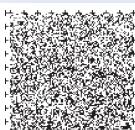
* 障がい者福祉センター事業

● 計画の推進に向けて

1 庁内の協力体制の構築

2 当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力

3 計画の推進



第4期新潟市障がい福祉計画

● 計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく、「市町村障害福祉計画」であり、今後の障がい福祉サービスの基盤整備を計画的に進めていくもので、第1期から第3期計画の実績や新潟市の地域特性を踏まえて策定したものです。

「新潟市障がい者計画」とも整合性のある計画となっています。

● 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

(1) 計画作成に関する配慮すべき事項

- 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 地域生活への移行、地域生活の継続の支援や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

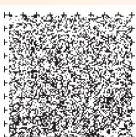
- 訪問系サービスの保障
- 日中活動系サービスの保障
- グループホームの充実及び地域生活支援拠点の整備を推進
- 福祉施設から一般就労への移行等を推進

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がいのある人が地域で自立した日常生活・社会生活を営むためには相談支援体制の充実が不可欠であるため、障がいのある人の総合相談窓口として、基幹相談支援センターを設置（市内4か所）しています。

(4) 新潟市障がい者地域自立支援協議会の役割

相談支援事業者や関係機関等で構成する「新潟市障がい者地域自立支援協議会」は、支援機関等によるネットワークの構築を図り、支援に特に検討を要する事例への調整や改善などを行うとともに、その過程で明らかになった地域でのサービス提供のあり方などの課題整理を行い、障害福祉サービスを担う社会資源の開発や改善、さらには、施策提案や専門的助言などの役割が期待されています。



● 計画の期間及び見直しの時期

この計画の期間は平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

● 平成29年度の数値目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
基準の施設入所者数	627人	平成25年度末の施設入所者数です。
【目標値】 地域生活移行者数	139人 (22%)	上記のうち、平成29年度末までのグループホーム等への地域生活移行の目標値です。

2 地域生活支援拠点の整備

項目	整備の有無
平成29年度末時点の地域生活支援拠点	有

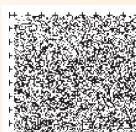
3 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
平成24年度の一般就労移行者数	61人	平成24年度において福祉施設等を退所し、一般就労した者の数です。
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	123人	平成29年度において福祉施設等を退所し、一般就労する者の数です。平成24年度の2倍以上を目指とします。

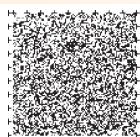
② 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	備考
平成25年度末の就労移行支援事業利用者数	164人	平成25年度末において就労移行支援事業を利用した者の数です。
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	265人	平成29年度において就労移行支援事業を利用する者の数です。平成25年度末の6割以上増加することを目指とします。



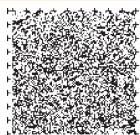
③ 就労移行率の3割以上の事業所の割合

項目	数値	備考
目標年度の就労移行支援事業所の数	26箇所	平成29年度末における就労移行支援事業所の数です。
目標年度の就労移行率3割以上の事業所の数	13箇所	平成29年度末における就労移行率3割以上の事業所の数です。
【目標値】目標年度の就労移行率3割以上の事業所の割合	50%	平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率3割以上の事業所の割合です。50%を目標とします。



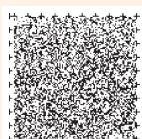
サービス種別		単位	27年度	28年度	29年度
相談支援	計画相談支援	人(月)	734	769	804
	地域移行支援	人(月)	17	19	22
	地域定着支援	人(月)	28	28	28
障がい児支援	児童発達支援	人日分(月)	1,837	2,145	2,508
		人分(月)	167	195	228
	児童発達支援センター(福祉型)	箇所	1	1	1
		人日分(月)	113	113	113
	医療型児童発達支援	人分(月)	20	20	20
		箇所	1	1	1
	児童発達支援センター(医療型)	人日分(月)	3,346	3,556	3,766
		人分(月)	478	508	538
	保育所等訪問支援	人日分(月)	2	2	2
		人分(月)	2	2	2
	障がい児相談支援	人分(月)	111	120	131
	障がい児入所施設(福祉型)	人分(月)	24	25	26
	障がい児入所施設(医療型)	人分(月)	12	12	12
地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	あり 有	あり 有	あり 有
	自発的活動支援事業	実施の有無	あり 有	あり 有	あり 有
	障がい者相談支援事業	箇所	4	4	4
	基幹相談支援センター	設置の有無	あり 有	あり 有	あり 有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	あり 有	あり 有	あり 有

※相談支援・障がい児支援は月間の見込み量



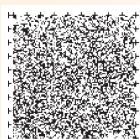
サービス種別		単位	27年度	28年度	29年度
地域生活支援事業	成年後見制度利用支援事業	人(年)	8	10	12
	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	あり 有	あり 有	あり 有
	コミュニケーション支援事業 手話通訳者設置事業	人(年)	11	11	11
		派遣延べ人 数(年)	2,222	2,421	2,640
	移動支援事業	人(年)	1,215	1,288	1,365
		延時間(年)	105,860	107,342	108,845
	日常生活用具給付等事業	件(年)	55	55	55
		件(年)	187	187	187
		件(年)	228	228	228
		件(年)	195	195	195
		件(年)	14,005	14,626	15,274
		件(年)	29	29	29
地域活動支援センター事業	基礎的事業(自市分)	箇所	43	45	47
		人(年)	963	993	1,023
	基礎的事業(他市町村分)	箇所	2	2	2
		人(年)	29	32	35
	機能強化事業(自市分)	箇所	31	33	35
		人(年)	755	785	815
	機能強化事業(他市町村分)	箇所	2	2	2
		人(年)	29	32	35

※地域生活支援事業は年間の見込み量



サービス種別		単位	ねんど 27年度	ねんど 28年度	ねんど 29年度
地域生活支援事業	はつたつしょう しゃしえん うんえいじぎょう 発達障がい者支援センター運営事業	かしょ 箇所	1	1	1
		にんねん 人(年)	1,200	1,200	1,200
	しょうじどうりょういくしえんじぎょう 障がい児等療育支援事業	かしょ 箇所	1	1	1
	の養成研修事業を行つ者を高い意い思ひ 疎そ通支成研修事業の高い意い思ひ	とうろくみご 登録見込み しゃすう 者数	89	99	109
		もうしゃむつうやくかいじよいん 盲ろう者向け通訳・介助員 ようせいけんじゅうじぎょう 養成研修事業	とうろくみご 登録見込み しゃすう 者数	53	56
	の派遣事業を行つ者を高い意い思ひ 疎そ通支成研修事業の高い意い思ひ	じつりょうみご 実利用見込 にんすう み人数	11	11	11
		はけんじぎょう 派遣事業	はけんのにん 派遣延べ人 すうねん 数(年)	1,155	1,340
	にちゅういちじえんじぎょう 日中一時支援事業	にちぶんねん 日分(年)	15,023	15,624	15,936
	ほうもんにゅうよくじぎょう 訪問入浴サービス事業	にんねん 人(年)	67	71	75
	こうせいくれんひしせつにゅうしょしゃしゅうしょく 更生訓練費・施設入所者就職 したくきんきゅうふじぎょう 支度金給付事業	けんねん 件(年)	2,390	2,480	2,573
その他地域生活支援事業	ふくしじぎょう 福祉ホーム事業	かしょ 箇所	2	2	2
		にんねん 人(年)	13	13	13
	しょうしゃアイティー 障がい者ITサポートセンター うんえいじぎょう 運営事業	かしょ 箇所	1	1	1
	養成手話奉仕員養成 けんしゅう 研修事業	とうろくしゃすう 登録者数 にん (人)	101	106	111
		とうろくしゃすう 登録者数 にん (人)	121	126	131

ちいきせいかつしえんじぎょう ねんかんみごりょう
※地域生活支援事業は年間の見込み量





はな ひら かつ りょく
花開く活力、

ひろ え がお
広がる笑顔、

せい れい し にい がた
政令市新潟

だい じ に い が た し し ょう し ゃ け い か く だい き に い が た し し ょう ふ く し け い か く が い よ ば ん
第3次新潟市障がい者計画・第4期新潟市障がい福祉計画【概要版】

にいがたし はっこうねんげつ へいせい ねん がつ
発行：新潟市 発行年月：平成27年3月

にいがたし ふく し ぶ しょう ふく し か
新潟市 福祉部 障がい福祉課

にいがた しちゅうおうくがっこうちょうどおり
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-1

電話 025(226)1248 FAX 025(223)1500

ひょうし しゅうろうけいぞく し えん がた
表紙のイラストは、就労継続支援B型 スペースBeに通所している
みなみ ひかり つうしょ
美南 光さん（ペンネーム）によるものです。

